

会計事務と危機回避

学校における会計事務

● 会計事務と危機回避

- ・ 会計事務は、扱う対象が、現金や預金通帳、金券、物品など有価物であるため、紛失や盗難、損傷等の事故による損害の危険性を常に抱えている。
- ・ 会計事務についてのルールが、適切に運用されていない場合、内部牽制が機能せず、金銭事故が発生したり、不適切な事務処理が発生する原因となる。
- ・ 学校では、こうした危険性をいかに低減するかが重要です。

学校における会計事務

● 近年の金銭事故による処分事例

	学校種別 職名(年齢)	処分	事故の概要
1	中学校 教諭(43)	懲戒免職 H30. 2. 15	平成29年7月25日(火)から同年8月22日(火)までの間、私的な経費に充てるため、校長室の金庫に保管されていた私費会計から、延べ5回にわたり、計20万円を窃取した。
2	中学校 事務職員(35)	懲戒免職 H30. 5. 30	平成25年8月から平成29年3月までの間、自己の債務の返済等に充てるため、当時勤務していた学校の私費会計から、延べ69回にわたり、計342万9,339円を着服した。
3	特別支援学校 事務主任(32)	懲戒免職 H30. 8. 8	平成29年10月から平成30年7月までの間、自校の複数の団体会計及び学校徴収金会計並びに親睦会会計から、100万8,000円を不正に払い戻しし、そのうち45万円を横領した。
4	特別支援学校 教諭(40)	懲戒免職 R2. 6. 17	令和元年9月9日(月)、私的な経費に充てるため、自校が管理していた商品券18万円分を着服した。 また、同月25日(水)、私的な経費に充てるため、自校の宿泊研修費23万9,526円を着服した。
5	小学校 教諭(27)	懲戒免職 R4. 3. 30	令和3年12月、自己の電気料金の支払に充てるため、職員室の金庫から、4万円を窃取した。

学校における会計事務

- 金銭事故防止のための内部牽制
 - ・ 近年発生した金銭事故は、全て私費会計からの横領であり、これらは学校における内部牽制が十分に機能していない。
 - ・ 公費の場合、財務会計事務が適正に行われるよう、学校の内外から確認や検査等を行う仕組みや、組織内部における職員相互の牽制を働かせる仕組みがつけられている。
 - ・ 私費会計についても、事務処理要領に基づき、内部牽制が機能する体制を整え、事故が起こらない仕組みをつくり、適切に運用していくことが大切である。

「内部牽制の仕組みを確実に機能させていくこと」が、会計事務の適正な執行や金銭事故の防止につながる。

学校における会計事務

● 金銭事故をなくすために

- ・ 金銭事故は、児童生徒や保護者からの信頼を損ねるばかりでなく、教育行政に対する道民の信頼を著しく損ねるものである。
- ・ ひとたび金銭事故が起これば、保護者や地域の学校に対する信頼を失い、学校教育の推進に重大な影響を及ぼすことを、教職員一人一人が自覚し、適正な事務の執行に努めなければならない。

会計事務を担当していて、わからないことがあったときは、一人で悩まずに、校長、教頭、事務長などに相談し、正しい事務処理を行うこと。